

社会福祉法人大領福祉会 役員等の報酬等に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人大領福祉会（以下「当法人」という。）の定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員及び評議員並びに評議員選任・解任委員の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、役員のうち、当法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、役員のうち、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 評議員とは、定款第5条に基づき置かれる者をいう。
- (5) 評議員選任・解任委員とは、定款第6条に基づき置かれる者をいう。
- (6) 報酬等とは、報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称の如何を問わない。

(常勤役員の報酬)

第3条 常勤役員については、当法人職員を兼務し、職員給与を支給していることから、本規程に基づく報酬は支給しないものとする。

(非常勤役員、評議員及び評議員選任・解任委員の報酬)

第4条 非常勤役員、評議員及び評議員選任・解任委員は、無報酬とする。

(公表)

第5条 当法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第6条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行なう。

(補則)

第7条 この規程の実施に関し必要な事項がある場合には、理事長が理事会の承認を経て、別に定めるものとする。

附則

この規程は平成29年6月24日から施行する。